

## 第 4 回合同会合における委員からの主な指摘事項及び対応案

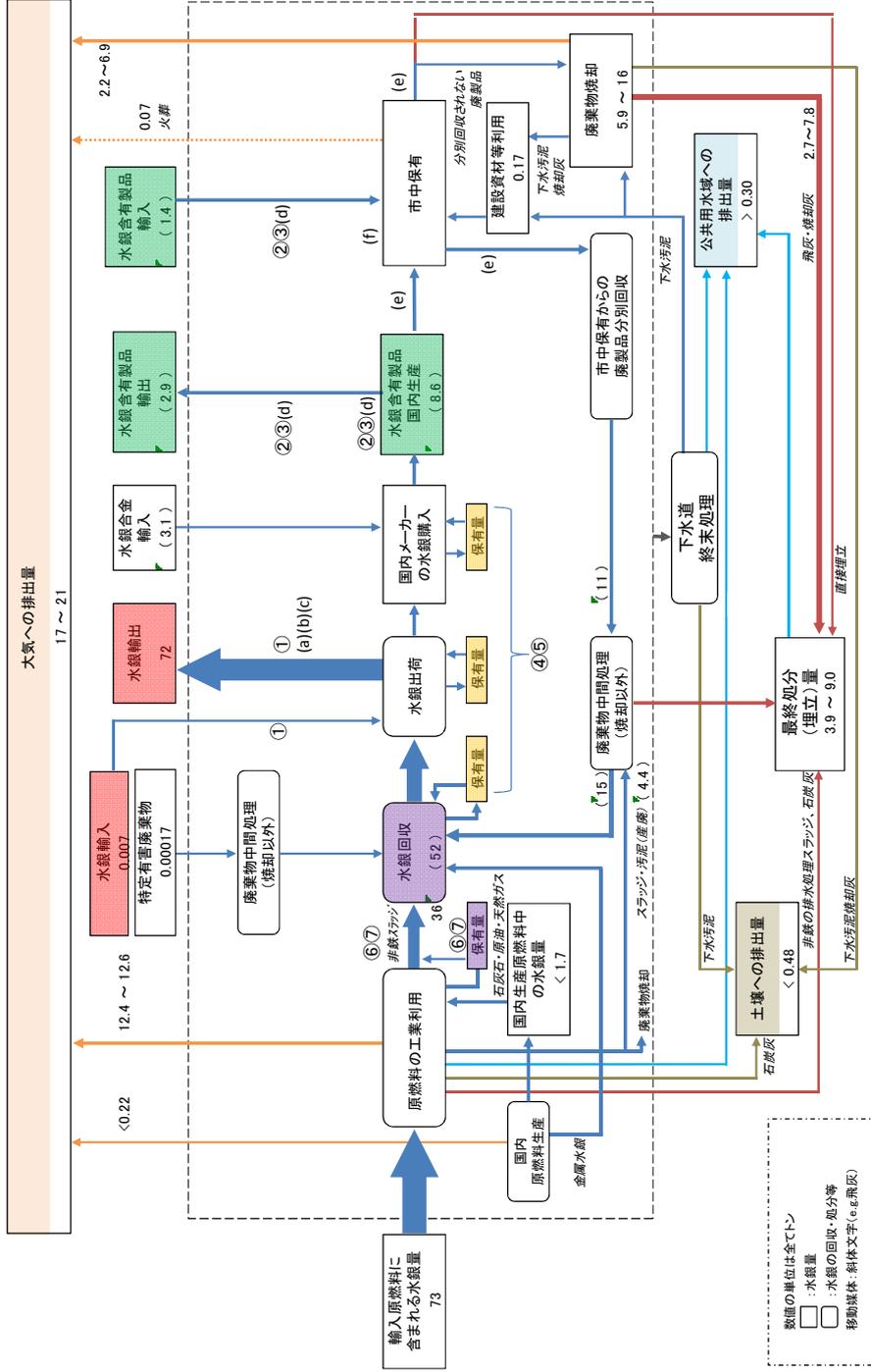
該当箇所	主な指摘（敬称略）	対応案
報告書案全般	▼条約プラスαの部分が分かりやすくなるように、見取り図のようなものを作成すべき。（永田）	▼資料 4-1「合同会合報告書概要版（案）」で、条約プラスαの部分を明示。
報告書案 2. 検討の前提	▼P.5 の図 1（水銀の大気排出の図）について。大気総排出量の内訳に、人為・自然・再排出の全てが含まれていることを明示すべき。（鈴木）	▼ご指摘を踏まえ修正。
3-1. 基本的考え方	▼過去の経験も踏まえ国際社会をリードする形で対策を取っていくべき。（永田） ▼P.6 の図 2（動物の水銀濃度の推移）で、1800 年代まではグローバルな濃度が横ばいだったのが、石炭を掘り返し出してから増加。今後この傾向をどうしていくことを目指すのか、それを書くべき。（菅野） ▼日本の強みである水銀低減技術を世界に展開して市場を取っていくということは、ストレートに書くかどうかはともかく、大事な視点。（高村） ▼水銀低減技術をブランド化し、国際的に宣伝して打ち出していくべき。表示もその一部として使っては。（菅野）	▼日本の取組やその国際展開を通じて、地球規模の水銀濃度の増加の抑制に貢献していく旨を記載。
3-3. 水銀輸出入	▼輸出のトレーサビリティの確保が大事。（崎田）	▼（報告書案の修正はなし）
3-4. 添加製品 (1) 基本的考え方	▼製品の代替技術開発情報の把握といったことも重要。（高村） ▼前倒し・深掘り等について定期的に見直していくべき。（高村） ▼最後のパラ、「実現可能な代替製品がない場合」とあるが、単に水銀代替の技術があるということで、安全性の低いもの等が選択されないように配慮が必要。（田村）	▼最後に新たに 1 パラグラフを追加、技術動向の把握及び制度的見直しについて記載し、製品の安全性の観点も併せて記載。
(3) 製造等禁止措置	▼「①」の中で「技術開発の動向」に配慮、とあるが、水銀代替・低減の技術に関するものである旨をもう少し明確に。（高村） ▼単に水銀代替の技術があるということで、安全性の低いもの等が選択されないように配慮が必要。（田村）（再掲） ▼「②」の中で「事業者は（組み込まれた製品かどうか）把握が困難」としているが、「一般に困難」ではない。「困難である製品もあることに留意」という程度では。（高村） ▼「事業者は把握が一般に困難」は困難な場合もありうるが、そうでない場合についてはできるだけ対応すること。輸入品と国内生産されるものとの間の整合性、競争条件の統一化が大事。輸入品だけ野放しというのは拙い。（大塚） ▼中小企業には収益等に結びつくインセンティブを付与することが必要。地方の中小企業には自治体との連携が必要。（及川） ▼中小事業者への配慮も大事だが、そういう	▼「①製造等禁止の基準値・実施時期の検討」の中で、製品の「安全性の観点等も踏まえた水銀代替・低減技術」の開発状況を考慮する旨を記載。  ▼「②組込み製品の取扱い」の該当箇所を、「把握することが困難なケースも想定し」と修正。また、「輸入事業者の負担」だけに着目せず、「取り組みやすさ」も記載。

該当箇所	主な指摘（敬称略）	対応案
	<p>人々が取り組みやすいような制度を作ることも大事。例えば②の組込み製品の輸入について、柔軟であってもよいので、制度としてやることを決めることが大事。（崎田）</p>	
(5)流通製品の措置	<p>▼流通把握、情報提供が反映されているのは好ましい。情報提供等は負担増になるという議論もあるが、中小事業者の負担を減らすという意味から積極的に検討してほしい。（鈴木）</p> <p>▼「情報提供」と「数量把握」という二つのことが書いてあるが、見出しを分かりやすく。（崎田）</p> <p>▼分別・回収は重要だが、自治体でも相応のコストもかかる。事業者の自主回収も重要。「地域に回収ルートがある」ことが重要。（崎田）</p> <p>▼製品により情報提供のあり方が違うという点について、最終的にゴミになる時に水銀が入っていることが分かるようにすることが大事。情報提供は、コスト面でも消費者のためにも、できるだけ統一的・シンプルに。（高村）</p> <p>▼情報提供はできるだけ製品にくっついた形で表示することが適切。「ネットで見られる」というのでは、ほとんどの消費者は見ない。（大塚）</p> <p>▼情報提供の時期について、分別回収の検討状況も踏まえて考えるべき。分別回収がなされていない段階で表示を行った場合、消費者に混乱が生じる可能性。B to Cか B to Bかによっても違う。後者なら製品購入時にはカタログしか見ないため、カタログの表示がむしろ大事。また、血圧計と蛍光灯では水銀含有が1万倍違うので、対策の効果も考慮すべき。産廃の場合、中間処理業者への情報提供の方が重要。表示は新製品の切替時期に合わせてやっていると有り難い。（田村）</p> <p>▼情報提供等の詳細の検討には、業界としてもしっかり協力していきたい。ただしステークホルダーも多いので、ヒアリング等を行うなど検討のやり方はよく考えるべき。（田村）</p> <p>▼業界が情報提供についてどのように協力してくれるか明確にしてくれれば、消費者も混乱することなく協力できる。（有田）</p>	<p>▼(5)の中に「①情報提供と分別回収」「②流通数量の把握」の二つの見出しを記載。</p> <p>▼情報提供のあり方について、「事業者負担の観点及び消費者に適切な分別処理を促す観点から、分かりやすい情報提供がなされるべき」旨を記載。また、水銀添加製品の種類によって「流通経路等が」異なる旨を記載。</p>
(6)その他	<p>▼試買調査の実施の際、水銀の測定法が問題となる。環境モニタリングの上でも測定の精度管理が重要。（鈴木）</p> <p>▼試買調査は、マークが付いているものしかやらないということのないように。組み込みが想定されるもの全てを対象に行うべき。（有田）</p>	<p>▼（今後、試買調査の実施や実施計画の策定に際して考慮）</p>
3-7. 暫定保管	<p>▼管理指針について、「指針」だと不遵守の場合の対応が取りにくい。水銀廃棄物は暫定保管よりは厳しい対応が必要であり、「管理基準」とした方が適切ではないか。（大塚）</p>	<p>▼「管理のための指針・基準」と修正。（3-8.水銀廃棄物でも同様に修正）</p> <p>▼管理指針の中身（運搬を含めるか）については、条約で含まれているかと</p>

該当箇所	主な指摘（敬称略）	対応案
	▼管理指針に運搬も入れるべき。運搬と保管は一体だし、バーゼル条約指針も運搬は含まれている。（大塚）	いう観点も含めて検討。（当日回答済み）
3-8. 水銀廃棄物	▼廃掃法上の取扱いも参考に、排出者の責任を明確にすべき。回収・処理事業者だけの責任にならないように。（築地原） ▼管理指針について、「指針」だと不遵守の場合の対応が取りにくい。水銀廃棄物は暫定保管よりは厳しい対応が必要であり、「管理基準」とした方が適切ではないか。（大塚）（再掲）	▼（処理等の責任に関しては、法的措置を考慮する段階で具体的に検討。） ▼「管理のための指針・基準」と修正。（3-7.暫定保管でも同様に修正）
3-9. 実施計画	▼実施計画は法定であるべき。技術進歩や社会状況の変化、消費者の価値観の変化等を踏まえた定期的なフォローアップが法的に位置付けられることが大事。（高村） ▼国内事業者の技術・実績をブランド力として宣伝し、2020年、あるいは2030年までの長期的な視点で計画を立ててほしい（菅野）	▼（「定期的フォローアップ」自体は原案でも記載されているため、原案どおり。）
4. 今後の課題	▼継続課題とされている事項をどこで検討するか、検討の場を考えるべき。（大塚） ▼継続課題について、具体的な運用にかかわることであって、ここをどうしっかりとつくっていくかというのが一番大事。様々な利害関係者がいるので、どういった場でどんなスケジュール感でやっていくかというところは、法律を決めるところとは別のところで、なるべく早い時期から検討すべき。（丸山） ▼制度を構築した後の定期的な見直しも位置付けるべき。（大塚）	▼継続課題の検討方法等について、資料5「今後の進め方について」において整理。
参考資料 1 （熊本県資料）	▼参考資料 1 では分別・回収等にも言及されているが、循環部会でも提示されるのか？（築地原）	▼循環部会の報告書の検討段階はすでに終了。（当日回答済み）
資料 2 （INC6 結果報告）	▼INC6 での議論内容について。輸出入関連のフォーマットと日本国内で考えている措置との整合性。また、暫定保管の指針についての議論状況。（高岡）	▼フォーマットは最低限のものだが、それ以上には各国独自の措置を置いて対応。暫定保管指針は議論は行われたが継続検討。（当日回答済み）
その他	▼この報告書は英訳するのか。ここでの議論は大事であり、最終的にできあがった制度だけを英語で見せても経過が分からない。フィロソフィー・ロジックが分かるように。また、英語に訳した時に分かりやすいような工夫も。（菅野） ▼今回対応しようとしている取組がそれぞれ報告書案の P9 にあるフロー図のどこに当たるのか見えるようにするべきではないか。（蒲生・追加意見）	▼英訳等による国際発信は重要であるが、英訳の方法や時期は今後検討（当日回答済み）  ▼国内の水銀マテリアルフローにおける個々の取組のマッピングは、別紙に整理。

(別紙) マテリアルフローにおける個々の取組のマッピング

- (数字は条約に則した措置。英字は条約を超える措置)
- 水銀等の輸出入(3-3)
    - ①水銀輸出入の原則禁止
    - (a) 特定の水銀化合物の輸出の原則禁止
    - (b) ASGM用途の輸出の全面禁止
    - (c) 輸出後の使用状況の報告要求
  - 水銀添加製品(3-4)
    - ②水銀添加製品の製造・輸出入の禁止(条約付属書Aの品目を対象)
    - ③組立製品への水銀添加製品の組み込み防止措置の検討
    - (d) 個別の品目ごとに、製造等禁止の深掘り・前倒しの検討
    - (e) 国内流通製品に対する情報提供の法的位置づけ、在り方の検討
    - (f) 規制の効果の確認のための試売調査
  - 暫定的保管(3-7)
    - ④環境上適正な保管のための管理指針等の策定
    - ⑤一定量以上の水銀等を保管する者は、保管状況を国に報告
  - 水銀廃棄物(3-8) ※廃掃法上の廃棄物を除く
    - ⑥管理指針等の策定
    - ⑦管理指針等の実施状況把握のための適切な仕組みの構築
  - その他
    - ⑧水銀の一次鉱山の禁止(3-2)
    - (B) 付属書Bの5つの製造工程全てにおける水銀等の使用の禁止(3-5)
    - (h) ASGMにおける水銀等の使用の禁止(3-6)



我が国の水銀に関するマテリアルフロー(2010年度ベース) 概要版、平成25年3月作成、平成26年9月再更新